(草案)

議案第 号

東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例

上記の議案を提出する。

令和4年 月 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び農業委員会をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

- 第3条 市の機関は、個人情報取扱事務(継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報取扱事務登録簿」という。)を備え付けなければならない。
 - (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
 - (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
 - (5) 取り扱う個人情報の項目
 - (6) 取り扱う個人情報の取得先
 - (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無

- (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
- (9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び地方公共団体等行政文 書の名称
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報 取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を 変更しようとするときも、同様とする。
- 3 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止した ときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければ ならない。
- 4 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿を公表しなければならない。 (開示請求の手続)
- 第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を 記載するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

- 第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。
- 2 法第87条第1項の規定による写しの交付(開示される保有個人情報が電磁的記録に 記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として規則で定めるも のを含む。以下この項において同じ。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写 しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項 の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とす る。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を 記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(東久留米市個人情報保護審査会への諮問)

- 第8条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、東久留米市個人情報保護審査会条例(令和4年東久留米市条例第 号)第2条に規定する東久留米市個人情報保護審査会に諮問することができる。
 - (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
 - (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを 確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。 (運用状況の公表)
- 第9条 市の機関は、毎年度、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければ ならない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(東久留米市個人情報保護条例の廃止)

- 第2条 東久留米市個人情報保護条例(平成17年東久留米市条例第2号)は、廃止する。 (東久留米市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の東久留米市個人情報保護条例 (以下「旧条例」という。)第2条第1項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」とい う。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る 旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用して はならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行の際現に旧条例第9条第1項の受託事務(以下「旧受託事務」という。) に従事している者又はこの条例の施行前において旧受託事務に従事していた者に係る同 条第2項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の 例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項に規定する指定管理者の公の施設を管理 する事務に従事している者又はこの条例の施行前において当該事務に従事していた者に 係る旧条例第9条第3項の規定により準用する同条第2項の規定によるその事務に関し て知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない 義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第13条、第21条、第24条又は第24条の2の規定による請求がされた場合における開示(これに係る旧条例第28条に規定する手数料を含む。)、訂正及び利用の中止並びに利用等の中止については、なお従前の例による。
- 5 第1項から第3項までに規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために、特定の旧個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 6 前項に規定する者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 第5項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前にその職務上又は業務上知り得た個人の秘密を、この条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は3 0万円以下の罰金に処する。
- 8 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して、前3項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 9 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第4条 東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年東久留米市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。次条において同じ。)」を加える。 第8条第1項を次のように改める。

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する 同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人 情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を実施するものとする。

(東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第5条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第8条第2項に規定する指定管理者の行う公の施設の管理に従事している者又はこの条例の施行前において当該公の施設の管理に従事していた者に係る同項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。(東久留米市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正)
- 第6条 東久留米市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成28年東久留米市条例 第25号)の一部を次のように改正する。

第10条中「この条例に定めるもののほか、東久留米市個人情報保護条例(平成17年 東久留米市条例第2号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) 及びこの条例」に改める。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正され、その施行に関して条例を制定する必要がある。

議案第 号

東久留米市個人情報保護審査会条例

上記の議案を提出する。

令和4年 月 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 設置及び組織(第2条-第5条)

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続(第6条―第9条)

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続(第10条)

第4章 雑則(第11条—第13条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、東久留米市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手 続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

(設置)

- 第2条 次に掲げる事務を行うため、東久留米市(以下「市」という。)に、東久留米市個 人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。
 - (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。) 第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求に ついて調査審議すること。
 - (2) 東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年東久留米市条例第 号)第8条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- 2 審査会は、前項各号に掲げる事務のほか、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する事項について、実施機関の諮問を受けて審議することができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、東久留米市長(以下「市長」という。) が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

- 第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、 その職務を代理する。

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(定義)

- 第6条 この節において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項 の規定により審査会に諮問をした市の機関(議会を除く。以下同じ。)をいう。
- 2 この節において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は 第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個 人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体 等行政文書に係るものをいう。)をいう。

(審査会の調査権限)

- 第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、前条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で

作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。)又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張 書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必 要がないと認めるときは、この限りでない。

(行政不服審査法の準用)

第9条 審査会の開示決定等に係る審査請求についての調査審議については、前2条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款(同項において準用する同法第74条の規定については法第106条第2項の規定により読み替えられた規定とし、行政不服審査法第77条及び第78条中交付の請求に係る部分を除く。)の定めるところによる。

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続

- 第10条 審査会は、必要があると認めるときは、市の機関に対して、資料の提出、意見の 開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 2 審査会は、特に必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対しても、必要な協力 を依頼することができる。

第4章 雑則

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(委任)

- 第12条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。 (罰則)
- 第13条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30 万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(東久留米市個人情報保護条例の廃止による旧審査会の廃止に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例付則第 2条の規定による廃止前の東久留米市個人情報保護条例(平成17年東久留米市条例第 2号。以下「旧個人情報保護条例」という。)第33条第1項の規定により設置された東 久留米市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例 の施行の日(以下「施行日」という。)に、第4条第1項の規定により、審査会の委員と して委嘱されたものとみなす。

- 2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第4条第2項 の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。
- 3 施行日前に旧審査会にされた旧個人情報保護条例第30条第1項に規定する諮問又は 旧個人情報保護条例第33条第3項に規定する諮問(この条例の施行の際これらに係る 調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみ なす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定 めるところにより審査会により行われたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際旧個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関の諮問を受けて旧審査会が行っている旧個人情報保護条例によりその権限に属するとされた事項及び制度の運営に関する重要事項についての審議については、その内容が第2条第1項第2号に該当すると認められるものに限り、施行日以後、引き続き審査会が行う。
- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第33条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 6 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号) により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正され、東久留米市 個人情報保護審査会を設置するため、条例を制定する必要がある。